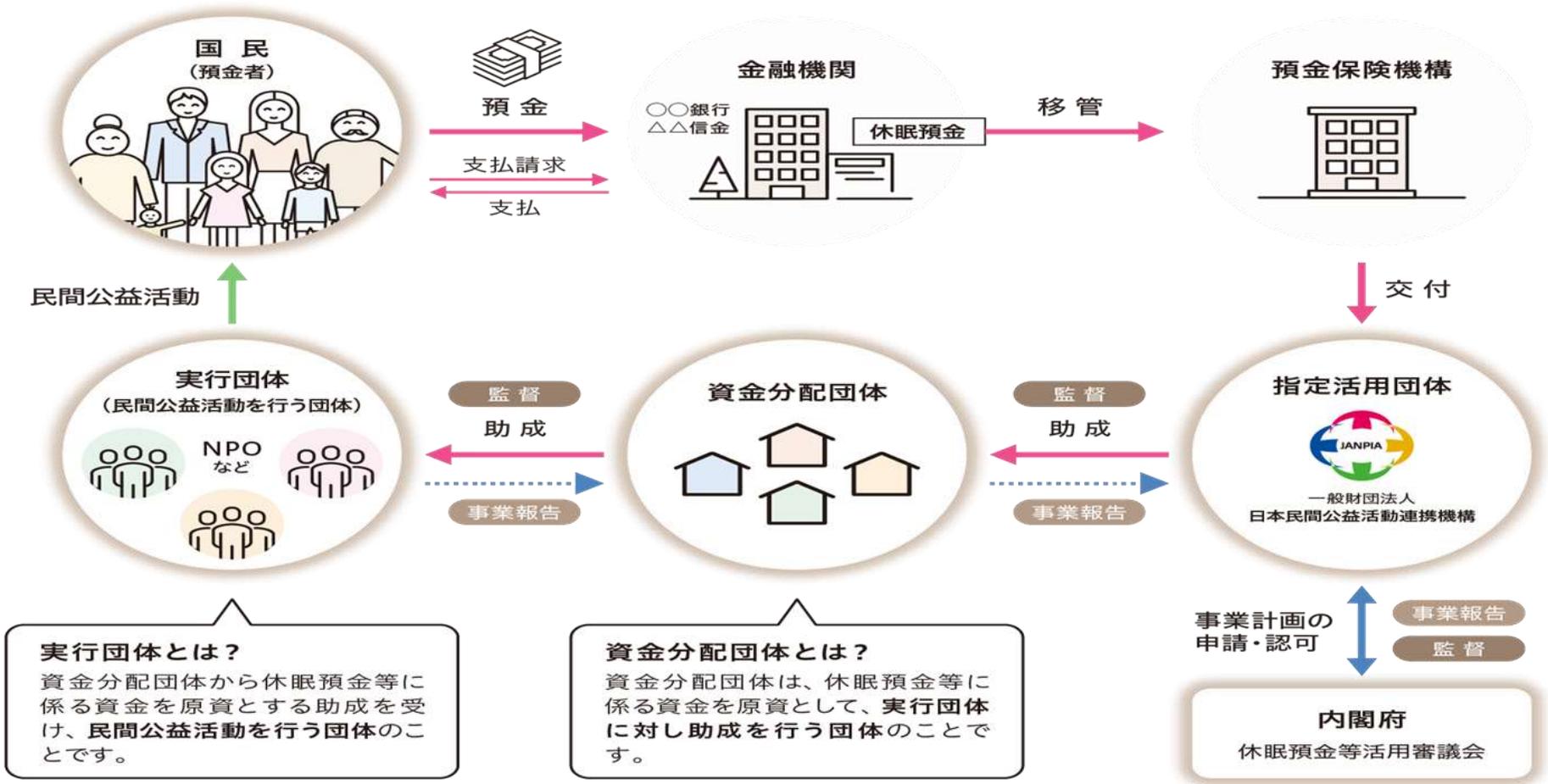


新型コロナウイルス感染対応緊急支援助成事業「支えあう多様なコミュニティづくり支援事業」

【休眠預金活用事業とは】

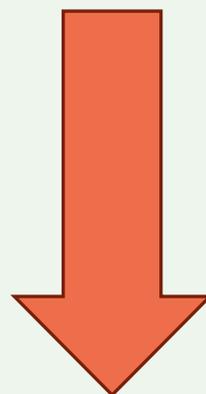


活用の目的

- 1.国、地方公共団体が対応困難な社会の諸課題の解決を図る
- 2.民間公益活動の担い手の育成と民間公益活動に係る資金調達を整備

目的達成で期待される効果

- 社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築
- 民間公益活動を行う団体の資金的自立性と事業の持続可能性を確保



重視すること

財源（休眠預金）の特性（国民の資産）から以下の3点が重視されています。

- 国民、ステークホルダー（多様な関係者）への事業の透明性や説明責任
- 事業の成果の可視化⇒社会インパクト評価の実施
- 民間公益活動を担う組織の能力強化を目的とした伴走支援（プログラム・オフィサーの確保と育成など）

【成果】

- ①実行団体の掲げた目標について事業終了後に達成することで受益者の状況が改善している。
- ②伴走支援を通して、団体の基盤強化・資金調達力・問題解決力などが改善している。
- ③災害・クライシスに対応できる連携体制が実行団体・資金分配団体できている。

【課題】

- ・ **コロナ感染の長期化による影響を受けている人達の増加・抱える問題も様々**
《抱える問題例》

子どもの居場所
学びや体験
地域での交流の場

18歳以上の困難を抱える若者
・不登校・障害
・就職・暮らせる場

被災地の
地域コミュニティ
子ども・高齢者
・障害者

増え続ける外国人労働者のコミュニティの場
& 地域との交流

- ・ **行政や専門相談機関との連携体制**

【2022年度新型コロナウイルス感染対応緊急支援助成事業の概要】

- ・ 長引くコロナ感染の影響により新たに生じた、または拡大したニーズに対応する支援事業を行う。
- ・ 「子ども」「若者」「障がい者」「被災者」など社会的に弱い立場にある人を対象に、「身近に自分らしく安心して過ごせる場」「多様な居場所や学び・体験ができる場づくり」「地域の資源を生かした持続可能な活動」「多様なセクターと連携した支援連携体制づくり」を行う非営利活動・支援関連事業を対象とする。
- ・ この事業を通して、「**災害やクライシス、地域課題に柔軟に対応できる支えあう地域・コミュニティづくり**」を目指す。

【想定される事業例】 総額 8000 万円

助成金 1000 万円（上限） 6 団体（連携した居場所づくり・相談体制）

助成金 500 万円（上限） 4 団体（多様な居場所づくり）

●審査方法について

1. 申請団体ごとに、事務局が申請内容について概要を説明後、各審査員ごとに、

①申請事業の妥当性、②実行可能性、③ガバナンス・コンプライアンス体制の整備

の3点について5段階評価で点数を発表し、合計点を出す。

2. 全体団体の合計点を出し、●領域ごと●地域性を考慮したうえで、10団体程度選定する。

1. 公募期間

4月1日（金）～4月24日（日）

※午後5時まで

2. 書類による第1次審査

5月6日（金）

3. 書類審査通過団体向けヒアリング

5月9日（月）～12日（木）

4. 最終審査会にて選定最終決定

5月14日（土）13:30～17:00

場所：熊本YMCA本館

5. 実行団体決定の公表

選定された実行団体の名称、事業名、事業概要を公表 5月20日 目途

6. 助成金支払い*1

資金提供契約書の締結（実行団体と資金分配団体） 5月下旬

1) 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大は、緊急事態宣言の発令をはじめ、「三つの密」の回避などの「新しい生活様式」を人々に求めることとなるなど、経済・社会にこれまでにない変化をもたらしています。感染拡大の影響により、新たな生活上の困難を抱える人々が増え、行政が対応困難な社会的課題が増えている一方で、こうした社会的課題解決に取り組む団体においては対面サービスやボランティアの確保や財源確保が困難になるなどの課題に直面しています。

行政では対応困難な社会的課題の解決に向けた民間公益活動の停滞は、その対象者の生活や困難な状況に直面している地域社会のみならず、民間公益活動を担う団体の事業継続に大きな影響を与えています。

新型コロナウイルス感染拡大により深刻化する課題に対して、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）が、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号 以下「法」という。）」に基づく指定活用団体として、民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行う資金分配団体の公募を実施した結果、公益財団法人熊本YMCA（以下、資金分配団体）が採択されました。実行団体の公募については、以下の要項に沿って実施します。

※休眠預金等活用法などの詳細については、内閣府のホームページ (https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html) をご覧ください。 2) 資格要件

(1) 実行団体として申請できる資格要件

● 民間公益活動を行う団体

※法人格の有無や法人の種類は問いません。ただし、**事業を適確かつ公正に実施できるよう JANPIA が規定するガバナンス・コンプライアンス体制（規程類等）を備えていることが必要です。不足がある場合は、助成開始時に整備していただきます。**

- **過去に申請にかかる活動の実績があり、**実行団体として適切に業務を遂行できる団体であることが求められます。コンソーシアムの場合には、参画する団体のうち少なくとも 1 団体に申請内容に関する活動の実績があることを求めます。

3) 選定について

(1) 選定方法

実行団体の選定については

- ① **書類審査会（5月6日）13時半～**：外部専門家及び運営委員を加えた審査委員会で審査します。**会場熊本 YMCA 本部・ハイブリッド形式**
- ② **審査通過団体へのヒアリング**（5月9日～12日）
- ③ **最終審査会（5月14日（日）13時半～** **会場：熊本 YMCA 本部** ）にてプレゼンを行います。書類審査通過団体や審査委員により選定します。

【審査基準】

ガバナンス・コンプライアンス	包括的支援プログラムに示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われており、事業対象グループ、事業設計、事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が解決したい課題に対して妥当であるか。
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
継続性	助成終了後の計画（支援期間、出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か
先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることを期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

審査の過程においては、

①申請事業の妥当性、②実行可能性、③ガバナンス・コンプライアンス体制の整備を重視

ヒアリング・最終審査においては公募要領にて重点項目として設定した申請事業の「継続性」と、

次いで重点項目と考えられる「実行可能性（体制）」「連携と対話（多様な関係者との連携が見込めるか）」の観点で、ヒアリ

ング・審査を行います。5段階評価で評価